

養父市農業委員会

第27回会議録

令和3年12月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第27回会議録

1. 開催日時 令和3年12月24日(金曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第89号 農用地利用集積計画の承認について

議案第90号 非農地証明について

議案第91号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法3条の規定による許可申請について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(11名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	4番 寺尾稔	5番 大谷忠雄
6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊	9番 西谷眞一
10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	

5. 欠席農業委員(2名)

3番 藤原義幸 13番 圓山満

6. 出席推進委員(10名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘
18番 鷹野孝一	19番 安達繁	20番 栗田匡晃	23番 森脇耕助
24番 井上勝雄	25番 藤原健次		

7. 欠席推進委員(2名)

21番 林田雅美 22番 上垣美由紀

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹

事務局 : それでは、時間になりましたので、ただいまより第 27 回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をお願いをいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日は年末となりましたけれども大変いい天気で、このままずっとだったらいいんですけれども、何か明日からまた大雪になるっていうようなことで、数年来の大寒波が来るっていうようなことを盛んにテレビでやっております。大変なことにならないように祈るばかりでございます。今日は総会のほうに御出席いただきましてありがとうございます。

それから、今日は寒い中、朝早くから現地調査のほうをしていただきました各委員の皆さんにおかれましては、大変ありがとうございました。私も今日は 2 件ありまして、非農地ですけれども、ずっと農業委員になって担当しておりますけれども、こういう非農地で結局、自分の土地を他人に売ろうと思ってしたときに、ずっと宅地だって思っていたところが農地のままで残っているというのが今日の私の案件でした。2 件ともそうです。その持ち主の方も高齢になって、そしてお住まいのほうも兵庫県の中に住まれてる方がお一人と、あと、他府県の方っていうようなことでした。養父市内においても、また、皆さんの御近所におかれましては、空き家であるとか、田んぼがつかれないような人がどんどん増えていってるような状況だということで、我々はこのように非農地の案件について、これからも増えていくのではないかなと思っております。

ちょっと話は違いますが、せんだって神戸新聞で新温泉町の上山高原というのがあるのですけれども、ちょうど鳥取の県境のほうのところですよ。とってもススキで有名なところで、傘踊りがあったりするようなところもあります。そこの高原で、私も行ったことがありますけれども、そのススキを毎年刈られるんですが、そのススキの刈った新芽を鹿が食べて、全然ススキがもう生育しなくなって、駄目になってしまっているっていうようなことが新聞にも出ておりました。やっぱりとうとう兵庫県でも朝来市のほうから始まって、養父市に来て、そして香美町や、そして新温泉町ということで、どんどんと鹿が北上しているような状況というのを見ました。私も田んぼをつくっていて、ありがたいことに今はワイヤーメッシュというようなものをして、ずっと田んぼの中を囲われているような状況でありますけれども、これも自分で振り返ってみましたら、昔はイノシシの被害っていうのがずっとあつたわけですけれども、鹿が、そういういろんなものが出てくるっていうようなことはあまりなかったわけですが、やっぱり頭数が増えているのが今回の上山高原でも同じであります。養父市におきましては、柿を作っておられる農家などにおかれましては、熊が出てくるために、そのことについていろいろと心配をしなきゃいけないっていうような事態も出たりして、いろいろ今の

農業の中で動物とどういように共存していくかのようなことも大きな課題に今なっております。

また一方で、今年も1年、私、米を作っていて、あるいは野菜を作っていて、振り返ってみましたら、やはり7月のときの雨、それから今年の1月、2月ぐらいのコロナの関係で、特に1月、2月では自分が作った野菜が、ビニールハウスで作っておったんですけども、販売所に出しても全然売れないような状況が続いた1年だったなと思います。やっと今、何とか回復したようなことになっておりますけれど。そして、先ほど言いましたように7月に長雨が続き米のほうにつきましては、私自身としてはあまり今年はいいい作柄にはなりませんでしたが、後半になってから、9月になってからは好天、非常にいい天気が続いて、大分回復したっていうような状況であったかなという気がします。これも地球温暖化の影響かなと思ったりしております。年々作っておまして、農作業していく上でいろんな課題があるなということをおもいました。そういう1年でありました。

せんだって、農業者との意見交換っていうことで、また後で御報告があり、今日の資料にもありますけれども、新規就農者の方々に特に来ていただいて、お話をいろいろ聞かせてもらって、いろんな課題等もお教えいただきました。私は話を聞いて、若い方々が養父市の方、あるいは養父市外の方が来られて、農業についてすごく頑張っておられる姿を見て、ああ、自分自身も頑張らなあかなという思いを抱きました。そういうようなことを感じたひとときであったわけです。今後も養父市の農業が少しでも現状が維持できるような形で、何とかいろいろと努力をしていこうと思うような1年であったとお話をしました。

今日は、案件等はそんなに多くありませんけれども、ひとつ慎重審議をしていただきまして、本年の、1年の締めくくりをしていただきたいというふうに思っております。

本当に最後になりましたが、この1年、農業委員会のほうにいろいろと総会にも御出席をいただき、また、日々農業につきまして、各地域ごとで御尽力をいただきましたことを感謝申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 : それでは、会議の成立について報告いたします。本日の出席は、農業委員13名中11名の出席でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立をいたします。農地利用最適化推進委員につきましては10名の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、以降、谷垣会長にお願い

いをいたします。

議長： それでは、養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、9 番の西谷眞一農業委員と 10 番の北本農業委員をお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 89 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 1 ページを御覧ください。議案第 89 号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和 4 年 1 月 4 日を予定しております。

1 番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が 96,465 平方メートル、87 筆、畑が 1,651 平方メートル、3 筆、合計は 98,116 平方メートル、90 筆です。利用権の設定を受ける戸数は 41 戸、設定する戸数は 4 戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が 87 筆、96,607 平方メートル、賃借権が 3 筆、1,509 平方メートルで、全て新規の設定となっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと 4 年契約が 3 筆、1,509 平方メートル、6 年契約が 1 筆、2,061 平方メートル、10 年契約が 86 筆、94,546 平方メートルとなっております。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。また、番号 5 番から 48 番が農地中間管理事業を活用したもので、中間管理機構から転貸を受ける者を備考欄下段に記載しております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 89 号を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 90 号、非農地証明についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、説明のほうをさせていただきます。19 ページです。1番、大屋町中の土地1筆で、面積が52平方メートルです。所有者は奈良県葛城市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和42年頃から住宅・倉庫として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは21ページから25ページとなっております。

2番、新津の土地1筆で、面積が89平方メートルです。所有者は芦屋市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成元年から車庫兼倉庫として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは26ページから30ページです。

では、20ページです。3番、森の土地1筆で、面積が251平方メートルです。所有者は養父市小城の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和53年頃から住宅として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは31ページから35ページです。

4番、大屋町由良の土地4筆で、面積が405平方メートルです。所有者は神戸市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は20年以上前から倉庫、車庫、庭地として利用しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは36ページから42ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の大屋町中の件について、担当農業委員の説明を求めます。

担当農業委員は8番、私ですので、私から説明をします。

それでは、21ページの位置図を御覧ください。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、大屋川が流れておりまして、そこに橋が架かっております。その橋の手前のところが南但消防本部の大屋出張所の辺りということで、そこから大屋方面に向かって左に入ったところの土地になりますが、次の22ページを見ていただきますと、赤い枠で囲ってあるところが今日の審議をしていただく土地であります。ちょうどその横に斜め向きに道路がありますが、これは現在、市道となっております。これが昔、私が小学校に通った、この近くに小学校があるわけですが、これが昔の県道でありました。そのすぐ近くのところに今、この土地がございます。字限図を見ていただきますと、僅かな土地の部分で873-5というところが今回の部分でありますけれども、873-3とか873-2というところに家が建っております。そして、873-5のところに倉庫があるというような形であります。その横の873-1の土地でありますけれども、字限図の、そこは今はもう草が生えておりますけれども、耕作すればできるような土地になっております。それから、872、その赤枠の上のところ、そこに小さく何か三角形の部分があると思うんですが、これが今の登記上は宅地になっております。ですけれども、現状はこの872を耕

作しておられる方が農地として現状は使っておられるというのがこの字限図でのところであります。

次の 24 ページを見ていただきますと、先ほど言いました家というのが一部が写っております。今回倉庫のようなものが置いてあるところが今日の申請の土地です。この家を建てられた方は、もともと今の赤枠のところ、今日の申請者の方の土地であったわけですが、ずっと以前に土地を買われて、始末書にもありますけれども、昭和 41 年ぐらいに土地を買われてここに家を建てられました。ところが、登記をするときにきっちりなされていなかったということが分かったとのこと。この今の赤枠で囲ってあるところの左手が今、先ほど言いましたように草が生えていますが、この土地と、持ち主のこの方が処分されようとしたときに、873-5 についてもまだ自分の土地のままになっていて、この家を建てられた方は、ここは自分の土地だと思って倉庫を置かれているわけです。先ほど言いました三角になっている農地の部分もありました、字限図のところ、そこを結局、登記されている。登記されたときに宅地扱いにしているわけです。今の赤枠で囲ってある左側の土地を処分しようと思ったときに、このことが分かって、この話が出てきたということ。今回、非農地に総会で可決をさせていただきましたら、田んぼの中にある三角の部分と当事者同士が話し合いをするということでございます。この始末書等についてもそこまで詳しくは書いてありませんが、私も当事者とか関係者にいろいろ聞きましてこういうことになっておりますので、ひとつ何とぞよろしく願いをいたします。

続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

7 番、前川農業委員。

前川委員： 7 番、前川です。今日午前 8 時台に現場を確認してきました。先ほど谷垣会長のほうから詳しい説明があったとおりのものでして、何かしら登記をする際に誤りがあったんだろうなということが説明からうかがえると思います。ただし、今回、議題に上がっておりますのはあくまでも 873-5 の地番に限ったことですので、そこだけ捉えて現場での見た様子をお伝えしますと、24 ページの写真にありますとおり、家の横にあります簡易な倉庫がもう既に設置されていて、ブロック、どうも基礎のような形で残っているということですので、とてもじゃないですけども農地に復元することは不可能だということが現場で確認が取れました。始末書も提出されていますので、特に問題ないのではないかと見ております。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

20 番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど委員の説明がありましたように、現況の地目に合わせるのが望ましいと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第90号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の新津の件について、担当農業委員の説明を求めます。

6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 失礼します。6番、奥藤です。ページ数は何ページだったか、26ページ。位置図でちょっと開いていただいたら、ちょうど左手が大屋で右手に県道を挟んで走っておるんですけども、右手が八鹿方面ということで。県道から少し入ったところで公民館の前という、そういう位置関係でございます。

物件なんですけども、29ページのちょうど上下、これ横から見た分と正面から見た分ということで、この物件が今回の対象になつとりまして、これが登録、畑のままということですので、見たところ農地に関係のあるようなところじゃありませんので、できましたら、これ始末書も出ておりますし、賛成していただいても差し支えないんじゃないかなというふうに思います。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。今、ページで見ますと28ページの字限図です。囲ってあるところが申請地です。その上の152番地も家屋がありますが、該当地につきましても、約3分の2ぐらいな範囲で家を建てております。右側の写真、上ですね、上の建物が建っております。その横にちょっと赤いのがあるんですけど、そこが雑種地でございます。おおむね全体を非農地証明の申請だということでございます。申請につきましても、私としてはいいんじゃないかと、許可してもいいんじゃないかということを思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

議 長： 続きまして、担当推進委員の説明を受けます。
18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 18番、鷹野です。先ほど委員さんから説明のございましたとおり、何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第90号の2番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号3番の森の件について、担当農業委員の説明を求めます。
10番、北本農業委員。

北本委員： 10番、北本です。まず、34ページを開けていただきたいと思います。この内容から赤い枠をしてあるんですが、この下のやつは県道で養父朝来線、右に行きますと朝来のほうに行くという県道でございます。その上に住宅が見えるかと思うんですが、この方の持ち物でございます。もう1個上にいわゆるこの右側に始末書の中に書いてあると思うんですが、いわゆる家を建てられたときに宅地として処理をされているものと使用していたということで、この上の部分が今回の該当の内容でございます。これに関しましては、いわゆる売買契約はもう既に決まっております。それをよう確認せんとこういう案件のものが出てきたということで、今回、現状の登記をさせていただきたい、そして売買をしたいと、こういうようなことでございますので。この地域は森地域、大体100戸ぐらいある、そのうちのこの地区は10戸から11戸ぐらいしかないんですが、今現在5戸ぐらいしかないんです。だから、地域の方は1戸でも住宅が増えるということで、大変喜んでおられるようなことでございます。そういう案件で、よそから来られますので、ひとつ養父市の人口も増えることですので、大変いいことかなと思っておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
9番、西谷眞一農業委員。

西谷眞委員： 9番、西谷です。ただいまも北本委員のほうから説明がありましたように、ここの建物が既に売買契約が整っているというようなことのように、始末書にもありますとおり、もう既に対象の土地には建物が建てられており、農地のまま利用していたということで、これを現況に合わせていくということになりますので、もう今さら農地には戻せないと思いますので、これはこれで妥当かと思しますので、よろしく審議をお願いします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
17番、藤原隆弘推進委員。

藤原隆推進委員： 以前に現場に行ったときに確認しております。担当者のおっしゃるとおりですので、よろしくをお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
山根農業委員。

山根委員： ちょっと確認だけ、32ページの航空写真と、さっき北本委員が言いました34ページの上の赤枠とちょっと開きがあるようにも思えるんですけども。

事務局： 34ページの上側の写真なんですけども、実際もう少し四角は家に食い込んどの形で囲えばよかったんですが、私のほうがちょっと手前にし過ぎてしましまして、実際32ページの図画よりも大分小さいような形になっております。本来であれば、もう少し家にかかるような形で奥行きを持たせて囲えばよかったと思います。分かりにくくて申し訳ございませんでした。

山根委員： この家がほんなら半分ぐらいかかっているということ。

事務局： はい。

議 長： ほかにございませんか。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第90号の3番を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の大屋町由良の件について、担当農業委員の説明を求めます。

担当農業委員は、8番の私ですので、説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料の36ページの位置図を御覧ください。この位置図で左向きのところが大屋、右向きのほうが広谷という位置図になっておりまして、ちょうど赤丸で囲ってある部分のところ、かなり山のほうへ入っていくところでありまして、航空写真を見ていただきますと、屋根が幾つか見えます。そこの道を挟んでの左手のところ、これが工場が建っているところがあります。ちょうど道を挟んでの右側の部分のところがこの該当する土地であります。ここはもう持ち主の方、この方につきましては、40年以上この地から離れておられまして、ほぼ空き家というようなことでもありますけれども、年に1回か2回程度帰ってこられて、この赤枠で囲ってあるところにも庭等が造ってありまして、その管理等をされておられるような状況であります。

次の38ページの字限図を見ていただきますと、全部で4筆の部分であります。38ページと39ページの字限図と現況平面図を見ていただきますと、560-1、559-1のところ、前栽が植わっているような状況、そして倉庫、車庫等の部分が一部かかっているところが、これが2筆分。それから、母屋を挟んでちょうど南側になりますけれども、556-2の土地、それから554の土地、ここには昭和の30年頃に何か建てられたってというような、以前に建てられたってことでもありますけれども、その建物等が残っているということで、この今の黄色い部分、それから母屋の部分等を売却をするというような話の中で、いろいろ調べてみましたら、今の黄色い枠で囲ってある4筆の分が田や畑の農地のままであったということが判明をいたしまして、それで、今回非農地で証明をいただいて売却をしていくということになります。この方ももうこちらには住んでおられませんので、本当に空き家になってしまって、だけでも行ってみましたら、前栽等はやはり手入れをちゃんとされておられるなというところが見てとれました。後をどなたが買われるか分かりませんが、非農地の証明をいただいて、売却ってというようなことが進んでいったらいいんじゃないかなというように思っております。

40ページから41ページのところに、現在でのそれぞれの写真がございます。丁寧にAとかBとかCとかずっと地図の上に落としていただいて、どこにど

の建物があるとしていただいております。最後の 42 ページのところにも、始末書が書いてございまして、県内には住んでおられますけれども、こういう状況であるということが書かれてありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

7 番、前川農業委員。

前川委員： 7 番、前川です。先ほど谷垣委員が御説明されたとおり、ほぼ現況は家屋が建っております。39 ページの 560-1 に関しては、40 ページの一番下の写真のように一見田畑のように見えたんですけども、樹木が植わっており、始末書にも書かれてるように、いつの時期かははっきりと記憶はありませんが、庭木、花木を植栽し、庭地として利用しています。畑というよりは、写真では畑のように見えるんですけども、現場に行くと庭として管理していたんだということが確認されました。したがって、非農地として情報からは適切ではないかなというふうに考えております。以上です。

議長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。

20 番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20 番、栗田です。先ほど委員の説明がありましたように、現況の地目に変更が望ましいと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 90 号の 4 番を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 91 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 43 ページを御覧ください。議案第 91 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による

許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町八鹿の土地1筆、面積は46平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町八鹿の方、譲受人は養父市八鹿町八鹿の宗教法人です。墓地需要の増加を受け、申請地内に納骨堂を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは44ページから48ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連檐する地域内にあり、農地の集団規模が小さいため、第3種農地となります。一般基準においては、資力、信用を同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員の説明を求めます。

11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。現場は永源寺と、それからその周辺の墓地に囲まれた一角で、何でこんなところが畑として残ってたんかなと思うような土地であります。それで、先ほど事務局の説明がありましたように、今、墓を持つ人が少なくなりました。納骨堂を建てられるということを住職のほうから聞いております。周りに影響がないし、墓地として使われるので、よろしく御検討願います。

議長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。現状はコンクリートとお墓で囲まれており、先ほど委員言われたように、現状としては畑に一応見えるんですけども、この地目変更はいいと思います。私が疑問に思ったのは、墓を新設できるんですか。

議長： はい。新設は可能です。

奥藤委員： 勝手に。

議 長： 申請が要るんです。

奥藤委員： 申請について、その分だけ、何か説明をお願いします。

議 長： 事務局から墓地の建設についての説明を求めます。

事務局： 事務局から説明いたします。

墓地の新設につきましては、墓地埋設法による届出を、養父市においては市民課のほうに届け出る必要がございます。ただ、個人では新設できませんが、宗教法人であるお寺さんは申請できるというような状況になっております。今回この農地転用に併せまして、永源寺さんは市民課のほうにも墓地の届出をされておりますので、同時に申請が出ているという状況になっております。

奥藤委員： それなら、何にも問題ないと思います。以上でございます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

14番、小林推進委員。

小林推進委員： 朝、現状を見に行きましたけども、永源寺と隣り合わせのちょうど墓地との間になっておりまして、あまり狭い土地で、ちょうど永代供養とかその辺にはちょうどいいんじゃないかなと思いますし、今までが農地だったのが不思議なぐらいの土地なので、よろしくをお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第91号の1番を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 49 ページです。報告①、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町国木の土地2筆で、572平方メートルです。譲受人は八鹿町高柳の方で、譲渡人は大阪府高槻市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が11月8日、許可日が11月16日となっています。

2番です。大屋町由良の1筆で、1,535平方メートルです。譲受人が大屋町由良の方で、譲渡人が大屋町由良の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が11月15日で、許可日が11月24日となっています。です。

3番です。上箇の土地7筆で、1,237平方メートルです。譲受人が神戸市の方で、譲渡し人が上野の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が12月8日で、許可日が12月13日となっています。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 50 ページ、51 ページを御覧ください。農地の使用貸借の解約通知についてです。

届出番号1番、堀畑の土地3筆、合計面積は3,208平方メートル。賃貸人は大阪府吹田市の方、賃借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和3年11月10日、土地の引渡しは令和3年11月11日。解約条件なしの合意解約によるものです。

届出番号2番、養父市場の土地1筆、面積は3,012平方メートルです。賃貸人は静岡県磐田市の方、賃借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和3年11月12日、土地の引渡しは令和3年11月13日です。解約条件なしの合意解約となっております。

届出番号3番、養父市小城の土地1筆、583平方メートル。賃貸人は養父市小城の方、賃借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和3年11月18日、土地の引渡しは令和3年11月19日、解約条件なしの合意解約によるものです。

届出番号4番、養父市十二所の土地2筆、合計面積は2,721平方メートル。賃貸人は養父市十二所の方、賃借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和3年11月25日、土地の引渡しは令和3年11月26日です。解約条件なしの合意解約によるものです。

届出番号5番、養父市小城の土地1筆、644平方メートル。賃貸人は養父市小城の方、賃借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和3年12月7日、土地の引渡しは令和3年12月8日です。解約条件なしの合意解約によるものです。

届出番号6番、養父市大藪の土地1筆、養父市養父市場の土地1筆、合計2筆、合計面積は1,511平方メートルです。賃貸人は養父市藪崎の方、賃借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和3年12月9日、土地の引渡しは令和3年12月10日です。解約条件なしの合意解約によるものです。

届出番号7番、養父市小城の土地1筆、1,029平方メートルです。賃貸人は養父市小城の方、賃借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和3年12月10日、土地の引渡しは12月13日、解約条件なしの合意解約によるものです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

5番、大谷農業委員。

大谷委員：5番、大谷です。筆数も相当あり、面積が多いんですけど、この土地は今後、個人耕作になるのでしょうか。何か情報聞いておられませんでしょうか。ちょっと面積が多いので気になりました。補足できますか。

議長：事務局はどうですか。

事務局：一応、皆さん個人の方で耕作するというふう聞いております。

大谷委員：分かりました。

議長：ほかにはございませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、

事務局より説明を求めます。

事務局 : 52 ページで、差し替えの資料を皆さんの机の上に置かせていただいておりますので、52 ページはそちらでお願いします。

それでは、報告させていただきます。報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は八鹿町八木の土地5筆で、面積が3,898平方メートルです。申請人は大阪府和泉市の方です。取得した日が令和3年11月20日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、申請場所は養父市場のほか5筆あります。面積が4,143平方メートルです。申請人は朝来市和田山町の方で、取得した日が令和3年10月の8日です。相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

以上で報告を終わります。

議長 : 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で第27回農業委員会総会を閉会いたします。

9番西谷眞一 10番北本

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷垣重隆

署名委員 西谷眞一

署名委員 北本健一郎